

佐賀県医療センター好生館 保育器調達業務仕様書

項目番号	要件
1	保育器一式として、以下の要件を満たすこと。
1 1	器内温度はマニュアルコントロール、サーボコントロールのいずれの制御方式も使用可能であること。
1 2	器内の湿度がサーボコントロールできること。
1 3	パルスオキシメータが内蔵されていること。
1 4	器内の酸素濃度がサーボコントロールできること。
1 5	器内温、皮膚温、器内湿度、器内酸素濃度がリアルタイムで常時モニタリングができること。
1 6	器内温、器内湿度、器内酸素濃度の器内環境と皮膚温、SpO ₂ 、脈拍数のバイタルサインのトレンドをディスプレイ上にグラフ表示することができること。
1 7	カラーディスプレイはタッチパネル式で、処置中でも見やすいよう角度を自由に調整でき、液晶(TFT-LCD)の8.5インチ以上であること。
1 8	前後のフードに内壁がついていること。
1 9	処置窓や手入用窓の開放時には外気の侵入を防ぐエアーカーテン機能を有すること。
1 10	処置窓を開けずにX線カセットをセット可能であること。
1 11	児に与えるストレスを軽減するため、処置窓はゆっくり倒れる構造であること。
1 12	清拭性が良く、衛生的であること。
1 13	Fレールポールに取付可能なトレイを有すること。
1 14	取付金具付の引出しを有すること。
1 15	クランク型IVポールを有すること。
2	その他
2 1	令和3年3月31日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了すること。
2 2	機器の設置調整費用等通常に使用できるための費用は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等])の費用は含まない。)本仕様書に明記されていない事項であっても、本装置の運用に必要な事項は怠りなく装備あるいは施工し、疑義については当館と協議し、その指示に従うこと。
2 3	提案する機器は入札時点で薬機法に定められた製造及び販売の承認を得たものであること。
2 4	納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
2 5	機器の設置にあたって、機器の使用環境整備のために必要な各種測定等(遮蔽計算・漏洩線量測定など)がある場合は本調達の範囲内で行うこと。
2 6	機器の設置にあたって、使用許可等関係行政機関への届出申請が必要な場合は、納入業者は届出申請書類の作成支援を行うこと。
2 7	機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。
2 8	搬入の際には納入業者が立会うこととし、施設に損傷を与えないよう注意を払い、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
2 9	搬入及び設置調整の際、万が一、当館の建物及び設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
2 10	搬入及び設置にあたって、放射線管理区域内で作業をする場合は、当館のマニュアル等を遵守して、安全を第一に行うこと。
2 11	機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
2 12	落札業者及びメーカーに関しては、各障害発生時に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
2 13	故障時は、当館の指定する時間内(30分～1時間)に担当者が到着し、現状の把握など対応できる体制が整備されていること。
2 14	納入後一年間に行った、調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
2 15	操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
2 16	取扱説明に関する教育訓練は、当施設の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2名以上に対し当館が指定する日時・場所で実施すること。
2 17	納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立会いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。